

介護保険住宅改修及び福祉用具購入の消費税率引上げに伴う取り扱いについて

介護保険による住宅改修

1 消費税率の引上げについて

住宅改修の消費税率は、目的物の全部が完成し、それを引き渡した日で判断します。引き渡し日が10月1日以降となった住宅改修の費用については、消費税率10%が適用されます。（住宅改修費の領収日ではありません）
支給限度基準額の20万円については変更ありません。（適用例は裏面参照）

2 事前申請の見積書について

完成予定日が10月1日以降の場合は、見積書は消費税率10%で作成してください。

3 事後申請の見積書について

実際の完成日が完成予定日と異なることによる、適用される消費税率が変わる住宅改修費用の変更については、変更理由書を提出する必要はありません。
申請者の同意を得た上で、消費税率変更後の税抜き価格及び消費税額を記載した見積書を再度提出してください。

介護保険による福祉用具購入

福祉用具購入の消費税率は、目的物の引き渡し日又は役務提供日が10月1日以降となった場合の費用については、消費税率10%が適用されます。

【注意事項】

工期遅延時や追加工事発生等による増税分の支払いについては、利用者やその家族からあらかじめ書面等で同意を得ておくなどの対応をお願いいたします。

（担当）葛飾区役所 介護保険課 管理係

（電話）03-5654-8246（直通）

【参考】（住宅改修の場合）

年度	平成30年度	平成31年度・令和元年度			
日付	3/31	4/1	8/	9/30	10/1
消費税率	8%				10%
適用例			● 申請	● 工事完了	➡ 工事金額の8%
			● 申請		● ➡ 工事金額の10% 工事完了
		● 平成31年4月1日以降、既に8% の見積書で事前申請済			● ➡ 工事金額の10% 申請者と同意の上 10%の見積書の提出 工事完了
	● 平成31年3月31日までに8%の 見積書で事前申請済				● ➡ 工事金額の8% （経過措置の適用） 工事完了